

介護保険料の減免（新型コロナウイルス感染症の影響）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、国が定める基準に基づき介護保険料の減免を実施します。減免の要件、手続き等は以下のとおりです。

対象となる方

減免事由

1. 感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った方
2. 感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の2つの要件に該当した方
 - ◆世帯の主たる生計維持者の事業収入のうち、いずれかの減少見込み額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。（※1）
（※1）令和4年の当該事業収入額の最も減少した月と令和3年の当該事業収入額の12分の1の額を比較します。
 - ◆感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期にかかる保険料

減免割合

減免割合は以下のとおりです。

【減免事由1】

死亡または重篤な傷病を負った場合＝対象となる期間の保険料全額

【減免事由2】

以下の（1）及び（2）に該当する場合

- （1）令和3年の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）のうち、いずれかの減少額が令和3年の事業収入等の額の10分の3以上
- （2）減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下

減免割合一覧

対象保険料額	前年の合計所得金額等	減免割合
保険料額×減少が見込まれる事業収入等の前年の所得金額／前年の合計所得金額	210万円以下	10／10
保険料額×減少が見込まれる事業収入等の前年の所得金額／前年の合計所得金額	210万円超	8／10
保険料額×減少が見込まれる事業収入等の前年の所得金額／前年の合計所得金額	前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	10／10

手続き方法等

- 減免に該当されると思われる方は、申請手続き前に介護保険事務所までお問い合わせください。
- 提出書類を印刷し、必要事項をご記入のうえ、次の添付書類とあわせて任意の封筒でご郵送ください。

提出書類

- ◆介護保険料減免・徴収猶予申請書（1人につき1枚）【PDF】
- ◆状況申告書（主たる生計維持者のみ）【PDF】

＜記入例＞介護保険料減免・徴収猶予申請書【PDF】

＜記入例＞状況申告書【PDF】

添付書類（コピー可）

減免事由1の場合

死亡診断書（死体検案書）、医師の診断書

減免事由2の場合

- ◆ a 事業収入等の減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響と分かるもの（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証明証、廃業届、休業届など）
- ◆ b 事業の内容が分かるもの（登記簿謄本など）
- ◆ c 令和3年1月～令和3年12月までの収入がわかるもの（給与明細書、確定申告書の控えなど）
- ◆ d 令和4年1月から申請する月までの収入が分かるもの（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）

減免額の計算例

減免額算出方法

例：令和4年度の保険料段階が第6段階の場合

- ◆徴収方法：特別徴収
- ◆減免対象期間の保険料額（A）＝100,500円

所得額表

種別	所得額 (令和3年1月～令和3年12月)	見込所得額 (令和4年1月～令和4年12月)
年金	80万円	80万円
給与	(B) 90万円	60万円
合計	(C) 170万円	140万円

◆対象保険料額

$100,500 \text{円 (A)} \times 90 \text{万円 (B)} / 170 \text{万円 (C)} = 53,200 \text{円}$ (100円未満切り捨て)
※減免割合一覧から、前年の合計所得金額が210万円以下のため減免割合は10/10となります。

減免額：53,200円 $\times 10/10 = 53,200 \text{円}$

この例の場合は、減免額は53,200円となります。

ご注意ください

- 申請書類に不備がある場合は、いったん申請書類を返却いたします。
- 窓口の混雑を防ぐため、【郵送による提出】とさせていただきます。
- あて先、お問い合わせ先は介護保険事務所 保険給付班に限らせていただきます。
- 申請書のあて先、お問い合わせは

〒014-0805 大仙市高梨字田茂木 10 番地

大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 保険給付班

電話：0187-86-3911

- 減免を決定した後に、減免の承認・非承認を通知するための「減免決定通知書」を送付します。
- 減免の可否については、令和4年度分の介護保険料が確定した後である令和4年8月以降に、介護保険事務所から順次通知をします。
そのため、8月より前に減免申請書を提出いただいても、減免の決定まで時間をいただくこととなりますのでご了承ください。

減免決定された納期の保険料が納付されてしまったら

特別徴収（年金からの差し引き）により保険料を納付している方は、減免申請時点で既に特別徴収の手続きが進められていることから、減免決定されたにもかかわらず保険料が天引きされてしまうことがあります。

そのような場合は、減免後の保険料額と納付済み保険料額との差額を調整させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

納付された保険料額が年間保険料額を上回ったときは、差額をお返しいたします。

なお、特別徴収の減免では、申請日以後の徴収額を普通徴収に切り替えることとなるため、その後の特別徴収が停止されることがあります。

減免決定後の注意点

減免は、「申請日時点で令和4年の収入が前年の10分の3以上減少する見込みであること」を予測して決定しており、最終的な確定ではありません。減免の決定後、収入状況が改善したことが明らかな場合は、決定した減免の全部又は一部を取り消すことがあります。

実際に収入が減少したかどうかは翌年の申告を終えるまで確認することができないため、確認ができた時点で減免の全部が取り消しとなった場合、例えば最大1年分の保険料を1回の納期で納付していただくことになってしまいます。

減免の決定を受けた方は、その後も毎月の収入状況を管理し、減免要件を満たすほどの減収がないと判断した時点で、介護保険事務所にすみやかに申告してください

◆減免理由消滅申告書【WORD】